

消費税の軽減措置を求める意見書

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたつて持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立した。増大する社会保障費の財源を確保するとともに、国の財政を立て直すためにはやむを得ない措置ではあるが、消費税率が平成26年4月に8パーセント、平成27年10月には10パーセントまで引き上げられることとされた。

しかしながら、消費税率の引上げは、最近持ち直しつつある個人消費への影響が懸念されているところであり、また、世論調査において、食料品、日用品等の生活必需品を原則よりも低く抑える軽減税率を導入することについて、賛成が反対を大きく上回っているとの結果もあるなど、一律に消費税率の引上げを行うことには議論があるところである。

また、欧米各国においては、食料品、日用品、一定の要件を備えた新聞をはじめとする出版物等の生活必需品に対して軽減税率が適用されており、国民の負担の軽減が図られている。

よつて、国においては、生活必需品に対する消費税率については、引上げによる国民生活への影響を考慮し、慎重かつ十分な検討を実施した上で、軽減措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日

栃木県日光市議会

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		